代理人選任届

(宛先)富士見市長 令和 年 月 日 住 所 代 理 氏 名 人 生年月日 明•大•昭•平•西曆 年 月 日 私は、上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。 委任する内容の番号に○をつけてください。 印鑑登録申請 1 (印鑑登録証を紛失した場合や登録印を変更したい場合は「2」も○をつけてください。) 印鑑登録の亡失届または廃止申請 : 印鑑登録証の紛失などで印鑑登録を抹消する場合 2 廃止申請:改印などで印鑑登録証を持参し、印鑑登録を抹消する場合 回答書の提出及び印鑑登録証の受領 3 ※1枚の代理人選任届で「1. 印鑑登録申請」と「3. 回答書の提出及び印鑑登録証の受領」の委任事項 を兼ねることはできません。 富士見市 住 所 印 氏 名 鑑 (自署) 登 明•大•昭•平•西曆 録 年 生年月日 月 日 者 電話番号 ※代理人選任届は、印鑑登録者(本人)が自署してください。 登録する印鑑 ※印鑑登録者の自署が困難な場合について 以下の事項の記入と印鑑登録者本人の拇印をお願いいたします。 印鑑登録者が のため自署が困難なので、 本人指示のもと代筆しました。 委任する内容が 「1」「3」のときは、 代筆者氏名: 印鑑登録者の拇印: 押印してください。

代理人による印鑑登録の手続きの流れ

1. 代理人による申請(印鑑登録申請) (市民課又は出張所窓口)

必要な持ち物

- ・代理人選任届(印鑑登録する旨及び記入日・代理人・印鑑登録者欄が記載され登録印押印済のもの)
- ・登録する印鑑
- ・代理人の本人確認書類

顔写真付きのもの1点(運転免許証、マイナンバーカード、旅券、運転経歴証明書(H24年4月1日 以降発行)等の官公署発行のもの)

顔写真つき本人確認書類がない場合は、保険証や年金手帳等





2. 照会文書を印鑑登録者へ発送

申請受付後、印鑑登録の意思確認のため、印鑑登録者の住民登録地へ照会文書を発送します。(転送不要) ※住民登録地(住民票がある住所)以外へは、発送できません。

※転送不要で発送しますので、転送手続をしている方は届きません。(転送されている方は、郵便局へ相談)



3. 照会文書の受取(到着後)

印鑑登録者は、照会文書の回答書欄に自署、押印してください。

照会文書にある期日までに手続きされない場合は、印鑑登録の申請は無効となりますので、ご注意ください。 代理人選任届(回答書の提出および印鑑登録証の受領を委任する旨及び代理人・印鑑登録者欄が記載され 登録印押印済のもの)を作成してください。



4. 代理人による申請(回答書の提出及び印鑑登録証の受領) (市民課又は出張所窓口)

代理人が窓口に来る場合

必要な持ち物

- ・照会文書(回答書欄を本人が記入・捺印済のもの)
- ・登録する印鑑
- ・代理人選任届(回答書の提出および印鑑登録証の受領を委任する旨及び記入日・代理人・印鑑 登録者欄が記載され登録印押印済のもの)
- ・代理人の本人確認書類